

老年薬学認定薬剤師制度施行細則

第1章 運営

第1条 老年薬学認定薬剤師制度規則の施行にあたり、規則に定めた以外の事項については、施行細則に従うものとする。

第2章 認定薬剤師制度委員会

第2条 認定薬剤師制度委員会（以下制度委員会）の委員長は代表理事が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

2 制度委員会の委員は制度委員会委員長が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

3 各小委員会の委員長は制度委員会委員長が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

4 各小委員会の委員は各小委員会の委員長が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第3条 委員の任期は、定款第28条を準用する。

第4条 制度委員会の役割を以下に定める。

(1) 老年薬学認定薬剤師制度及び施行規則の見直しを行う。

(2) 認定審査小委員会の報告を受け、認定審査結果の審議を行う。

第5条 認定審査小委員会の役割を以下に定める。

(1) 認定に係る全ての審査を行う。

第6条 認定試験小委員会の役割を以下に定める。

(1) 認定試験の作問を行う。

(2) 認定試験合否の判定基準を定める。

(3) 認定試験を実施する。

(4) 認定試験の成績評価を行う。

第7条 認定制度研修小委員会の役割を以下に定める。

(1) 認定制度に係る研修等の実施に関する年度計画を策定する。

(2) 認定制度に係る研修等の運営を行う。

(3) 認定制度に係る研修等の指定を行う。

第8条 委員会の委員はその業務上入手した一切の情報を守秘する義務がある。

第3章 認定の申請

（申請の受付）

第9条 申請受付期間は、原則、受付開始3ヶ月前までに公表する。

第10条 原則、申請受付期間として2ヶ月間設ける。

第11条 認定薬剤師の申請を行う者は、申請受付期間内に、申請書類の提出及びWeb申請を完了しなければならない。

（申請書類等の提出）

第12条 認定薬剤師の申請を行う者は、次に定める申請書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書（様式 1）及び審査料の振り込みを証明するものの写し
- (2) 日本国の薬剤師免許の写し
- (3) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師の証明の写し（2024 年度の申請から施行）
- (4) 本学会役員（理事、監事、評議員）、所属長（病院長あるいは施設長等）または保険薬局においては開設者の推薦書（様式 2）
- (5) 単位取得証明書（様式 3）※但し、施行細則に定める暫定期間における申請は、この限りではない（以下、同様の内容を「※」の表記で示す）。
- (6) 実技実習受講証明書（様式 4）※
- (7) 認定試験合格証明書 ※

第 13 条 認定薬剤師の申請を行う者は、Web 申請により、申請書類及び症例報告を提出しなければならない。

第 14 条 申請受付期間内においては、Web 申請内容の修正を行うことができる。

（取得単位）

第 15 条 認定薬剤師の申請を行う者は、本学会が指定する研修等を受講し 4 年度以内（申請年度を除く）に 30 単位以上を取得しなければならない。※

第 16 条 単位取得に係る研修等は、カリキュラムに則した内容である必要がある。

第 17 条 単位の構成は以下に従うものとする。※

- (1) 日本老年薬学会学術大会への 1 回以上の参加を含めること
- (2) 日本老年薬学会が主催する学術大会及び研修等の単位を 15 単位以上含むこと

第 18 条 取得に係る単位については「申請の手引き」を参照すること。

（実技実習について）

第 19 条 認定薬剤師の申請を行う者は、4 年度以内（申請年度を除く）に本学会が指定する実技実習などについて 3 項目以上を受講しなければならない。※

第 20 条 本学会が指定する実技実習などは、カリキュラムに則した内容である必要がある。「申請の手引き」を参照すること。

（症例報告）

第 21 条 報告する症例の内容は、「症例報告の手引き」に即していなければならない。

（認定試験）

第 22 条 認定試験は原則、年 1 回実施する。※

第 23 条 認定試験の日程、出題基準等認定試験に係る事項は、3 ヶ月前までに公表する。※

第 24 条 認定試験の受験料は、5,000 円（税別）とする。※

第 25 条 認定試験に合格したが、認定審査にて不合格となった者は、認定試験合格の記録を次年度申請時まで保持することができる。※

（審査料）

第 26 条 審査料は、10,000 円（税別）とする。

第 27 条 認定審査にて不合格となった者が次年度申請を行う場合、審査料を納める。

(登録料)

第 28 条 登録料は、10,000 円 (税別) とする。※

第 29 条 認定審査合格者は、通知後 30 日以内に登録料を納める。

第 4 章 更新の申請

第 30 条 認定を受けた翌年度から数えて 5 年度目に更新の手続きを行う。認定更新されない場合は、引き続き、老年薬学認定薬剤師を呼称することはできない。

第 31 条 認定薬剤師の更新の申請受付期間は、認定申請受付期間と同一とする。

第 32 条 更新を保留する場合は最長 3 年間まで認めることとする。保留期間中は老年薬学認定薬剤師を呼称することはできない。保留する場合は、所定の理由書を提出する。

第 33 条 更新の資格

- (1) 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性または安全性に直接寄与した症例を 10 症例報告できること。
- (2) 本学会の指定する研修などにおいて、40 単位以上取得していること。なお、本学会が主催する学術大会及び研修等の単位を 20 単位以上含むこと。認定申請を行った年度以降から更新申請を行う前年度までに取得した単位を有効とする。
- (3) 更新に係る試験を合格した者であること (Web 試験)。

第 34 条 認定薬剤師の更新の申請を行う者は、次に定める書類の提出を要する。

- (1) 更新の申請書 (様式 1) 及び審査料の振り込みを証明するものの写し
- (2) 更新用単位取得証明書 (様式 2)

第 35 条 認定薬剤師の更新を行う者は、Web 申請により、申請書類及び症例報告を提出しなければならない。Web 申請については細則第 14 条を適用する。

第 36 条 更新料は、審査料 10,000 円 (税別)、登録料 10,000 円 (税別) とする。

第 37 条 更新審査合格者は、通知後 30 日以内に登録料を納める。

第 5 章 施行細則の変更手続き

第 38 条 本施行細則の改廃は、制度委員会の議を経て理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本施行細則は、2017 年 1 月 1 日より施行する。

(申請の要件の追加)

2. 2024 年度に認定規則第 5 条(4)及び施行細則第 12 条(3)が施行される。これに伴い、2023 年度以前に老年薬学認定薬剤師と認められた者は、更新の際の提出書類に関する第 33 条に「(3) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師の証明の写し」を追加するものとする。

(暫定期間に係る事項)

3. 2019 年 2 月末までを暫定期間として定める。

4. 規則第 5 条の (3) 及び (5)、(6)、(7)、(8)、細則第 12 条の (4) 及び (5)、第 15 条、第 17 条、

第 19 条、第 22 条～第 25 条、第 28 条は以下の内容に読み替える。なお、「※」の記載がない条文については、暫定期間における申請の場合も適用される。

5. 暫定期間における認定薬剤師の申請は以下の各項を満たす者とする。
 - (1) 本学会の一般会員であること。(規則 5 条 (3))
 - (2) 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性または安全性に直接寄与した症例を 3 症例報告できること。症例の内容については細則第 21 条を適用する。(規則 5 条 (5))
 - (3) 細則第 15 条、第 17 条の単位取得及び第 22 条～第 25 条の認定試験に代わり、以下の要件を満たすこと。(規則 5 条 (6)) (細則第 15 条、17 条、第 22 条～第 25 条)
 - ① 学会が指定する全 9 講義の受講及び各講義に対応するレポートの提出
 - ② 老年薬学認定薬剤師ワークショップ～Basic コース～ (3 時間) の受講及びレポートの提出
 - ③ カリキュラムコード 4 (高齢者医療に関わる指針・ガイドライン) 及び 6-2 (高齢者の薬物治療に関わるガイドライン)、10 (高齢者施設や在宅の環境整備) に関する確認テストの正答率が学会規定の割合以上であること
6. 細則第 28 条の登録料に代わって、暫定期間に認定薬剤師として認められた者の登録料は、5,000 円 (税別) とする。(細則第 28 条)
7. 暫定期間に認定薬剤師として認められた者は、2019 年度に、移行措置に係る申請を行わなければならない。更新が認められなかった者の資格は喪失する。
8. 移行措置に係る申請は以下の各項を満たす者とする。
 - (1) 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性または安全性に直接寄与した症例を 7 症例報告できること。症例の内容については細則第 21 条を適用する。(規則 5 条 (5))
 - (2) 本学会が主催する研修などにおいて、8 単位を取得していること。8 単位の構成は問わない。取得に係る単位については、細則第 18 条を適用する。(規則 5 条 (6)) (細則第 15 条、17 条、第 22 条～第 25 条)
 - (3) 本学会が主催する実技実習などにおいて、3 項目を受講していること。実技実習については、細則第 20 条を適用する (規則 5 条 (7)) (細則第 19 条)
 - (4) 2019 年度実施の移行措置に係る試験を合格した者であること。(Web を介した試験) (規則 5 条 (8))
9. 移行に伴う申請に係る審査料は、5,000 円 (税別) とする。
10. 移行措置の申請者に対し、審査を経て可否を通知する。なお、当該合格に伴う認定登録における登録料は不要とする。
11. 確認テスト及び移行措置に係る試験は、申請者一人で解答すること。
12. 2020 年 2 月末、暫定期間において認められた認定薬剤師の資格は喪失する。
13. 2020 年 3 月 1 日以降は、施行細則の附則 2～13 は無効となることから、削除される。

2017 年 1 月 1 日 施行

2017 年 1 月 7 月 一部変更

2018 年 5 月 12 日 一部変更

2018 年 10 月 27 日 一部変更